

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	1	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 エアロゾル希釈器 2台	
契約締結日	令和4年10月4日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本カノマックス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	2	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 全球規模持続可能性指標評価モデル情報処理装置 1式	
契約締結日	令和4年10月4日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アルゴグラフィックス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	3	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 国立環境研究所 GOSAT-GW プロジェクト ネットワーク統合脅威管理システム用トランシーバモジュール 1式	
契約締結日	令和4年10月4日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本電気(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	4	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度選択イオンフローチューブ質量分析計 1式 賃貸借	
契約締結日	令和4年10月7日	
契約の相手方の商号又は名称等	金陵電機(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月22日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント等)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	5	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度廃棄物を活用した大規模蒸気供給システム設計等業務	
契約締結日	令和4年10月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	JFE テクノリサーチ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	6	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度破碎廃棄物および廃棄物固形燃料に含まれるフッ素系 POPs 分析用試料の採取・調製業務	
契約締結日	令和4年10月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	日鉄テクノロジー(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	7	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度「全球化学輸送モデルを用いた一酸化炭素の排出量推計」 支援作業	
契約締結日	令和4年10月17日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月30日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	8	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 検証・校正用ライダー光源 1台	
契約締結日	令和4年10月17日	
契約の相手方の商号又は名称等	AMPLITUDE JAPAN(同)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年9月30日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	9	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度閉鎖性海域における気候変動による影響評価等検討支援業務	
契約締結日	令和4年10月18日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月3日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月18日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	10	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 ネイチャーポジティブ気候変動対策技術の情報収集・整理に係る調査業務	
契約締結日	令和4年10月18日	
契約の相手方の商号又は名称等	パシフィックコンサルタンツ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月3日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月18日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	11	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度気候変動適応に関する科学的データ・情報の提供に関する調査業務	
契約締結日	令和4年10月18日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本工営(株) 茨城事務所	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月3日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月18日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	12	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 エアロゾル観測ライダー用光源 1台	
契約締結日	令和4年10月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	ルミバード・ジャパン(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	13	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 大気中オゾン濃度計測の基準変更に伴うデータ処理及び影響解析作業	
契約締結日	令和4年10月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	14	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 東京都における携帯電話 GPS を用いたメッシュ別時系列 OD データ 一式	
契約締結日	令和4年10月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ゼンリンデータコム	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	15	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度災害廃棄物処理実績オンラインデータベース・プロトタイプ の構築業務	
契約締結日	令和4年10月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	ペンギンシステム(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	16	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度災害廃棄物処理の社会ネットワーク分析に係る調査業務	
契約締結日	令和4年10月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)サーベイリサーチセンター	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	17	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度秋元湖上流及び下流観測点設置業務	
契約締結日	令和4年10月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	応用地質(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	18	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 ワークステーション 4台	
契約締結日	令和4年10月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アスク	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	19	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度水生・底生生物の飼育・分譲業務及び生態毒性試験実施に係る支援協力員派遣業務(その2)	
契約締結日	令和4年10月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)インテック	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	20	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度廃棄物最終処分場の実態情報のデータベース構築に係る業務	
契約締結日	令和4年10月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	東新(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	21	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度横川ダム湖への3D-Sea-SPECの適用業務	
契約締結日	令和4年10月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アーク情報システム	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	22	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度秋元湖における水質・底質・水生生物採取業務	
契約締結日	令和4年10月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)KANSO テクノス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	23	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度日本の成人男女の環境問題認知変化に関する調査業務	
契約締結日	令和4年10月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一社)中央調査社	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	24	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 G-CIEMS モデルのための下水関連情報整備および UI ツール作成業務	
契約締結日	令和4年10月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ハオ技術コンサルタント事務所	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年10月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	25	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度日本の資源輸入が誘引する生物多様性への影響評価のための調査解析業務	
契約締結日	令和4年11月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)パスコ	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	26	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 GOSAT-2 データ定常処理運用システム(G2DPS)用 LTOテープ一式	
契約締結日	令和4年11月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	ヤトロ電子(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	27	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度気候変動適応に係る地域支援協力員派遣業務	
契約締結日	令和4年11月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	WDB(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	28	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度プラスチックごみの排出抑制対策に係る地域協働事業事例調査業務	
契約締結日	令和4年11月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)環境管理センター	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月27日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	29	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 化学物質環境挙動計算用計算サーバ等 1式	
契約締結日	令和4年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	ヤトロ電子(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	30	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度エコチル調査に係る凍結検体輸送業務(単価契約)	
契約締結日	令和4年11月14日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)セルート	
公開見積競争経緯	公告	令和4年10月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月14日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	31	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	地域共創からみた廃棄物処理施設整備のガイダンス作成に関する支援業務	
契約締結日	令和4年11月16日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)エックス都市研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	32	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 NAS 一式	
契約締結日	令和4年11月18日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ユニットコム	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月4日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月18日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	33	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度揮発性粒子除去装置 1式	
契約締結日	令和4年11月21日	
契約の相手方の商号又は名称等	東京ダイレック(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	34	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度簡易版ヒューマンバイオモニタリング調査支援業務	
契約締結日	令和4年11月29日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)Qlife	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年11月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	35	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 自動試料前処理装置 一式	
契約締結日	令和4年12月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	36	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 冷原子蛍光分析計 1式 賃貸借	
契約締結日	令和4年12月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	オリックス・レンテック(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	37	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度食品中の化学物質濃度の文献等調査業務	
契約締結日	令和4年12月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月21日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	38	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 陸海域気候変動予測シミュレーション用解析装置拡張ユニット 一式	
契約締結日	令和4年12月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アルゴグラフィックス	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	39	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度エコチル調査用拡散捕集チューブ(パッシブサンプラー) 1式	
契約締結日	令和4年12月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)三洋	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。))</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	40	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 エアロゾル観測ライダー用レーザー 1台	
契約締結日	令和4年12月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	AMPLITUDE JAPAN (同)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	41	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 四重極型質量分析装置修理業務	
契約締結日	令和4年12月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	42	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度液体窒素凍結保存容器オーバーホール業務	
契約締結日	令和4年12月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)オカノ	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	43	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度気候変動適応に係る国民の理解度調査業務	
契約締結日	令和4年12月12日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ネオマーケティング	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月12日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	44	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度粒子径分布測定装置 1式	
契約締結日	令和4年12月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年11月29日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月13日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	45	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	気候市民会議の企画設計支援業務	
契約締結日	令和4年12月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一社)環境政策対話研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月1日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	46	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度「令和3年度化学物質分析法開発調査報告書」の精査・データ化等業務	
契約締結日	令和4年12月19日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)数理計画	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	47	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 生物圏モデル研究ワークステーション 1式	
契約締結日	令和4年12月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	ヤトロ電子(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	48	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	エコチル調査におけるパイロット調査データ整備業務	
契約締結日	令和4年12月22日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)政策基礎研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月8日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	49	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	ポータブル可搬型電力消費量計測装置 10 セット	
契約締結日	令和4年12月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)三洋	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月9日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	50	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度野生動物試料の凍結保存作業及び検疫作業に関する派遣業務(その2)	
契約締結日	令和4年12月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	パーソルテンプスタッフ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月9日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	51	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度災害復興自治体における公共交通システムの最適化に向けた検討業務	
契約締結日	令和4年12月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士通(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	52	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	地方自治体が策定した地域気候変動適応計画の分析業務	
契約締結日	令和4年12月26日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)サーベイリサーチセンター	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月26日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	53	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	動物実験施設オートクレーブ(S-180FW)タッチパネル・シーケンサー式、真空ポンプ交換業務	
契約締結日	令和4年12月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	三浦工業(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	54	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度ラックマウント型ワークステーション 一式	
契約締結日	令和4年12月28日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ユニットコム	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和4年12月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	55	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 超微量分光光度計 一式	
契約締結日	令和5年1月5日	
契約の相手方の商号又は名称等	茨城半井化学(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月5日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	56	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 フリーズ超低温槽 一式	
契約締結日	令和5年1月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	茨城半井化学(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	57	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度研究本館Ⅲ棟排気系統化学物質管理区域用フィルター交換業務	
契約締結日	令和5年1月10日	
契約の相手方の商号又は名称等	進和テック(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月20日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月10日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	58	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度領域気象モデルを用いた将来の地域気象場計算業務	
契約締結日	令和5年1月11日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本エヌ・ユー・エス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月21日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	59	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	災害廃棄物に係る自治体と住民との連携・啓発業務を支援するための基礎調査業務	
契約締結日	令和5年1月13日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月13日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	60	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	福島県大熊町の脱炭素型復興まちづくりに関わるステークホルダーの分析業務	
契 約 締 結 日	令和5年1月13日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	ランドブレイン株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	告 告	令和4年12月23日
	提 案 書 等 へ 切	—
	本 見 積 へ 切	令和5年1月13日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

- (注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
- ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
- (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	61	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度将来射程についての海外意識調査業務	
契約締結日	令和5年1月17日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)クロス・マーケティング	
公開見積競争経緯	公告	令和4年12月27日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	62	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度高圧ガス設備及び凍結保存容器システム定期点検業務	
契約締結日	令和5年1月19日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)巴商会	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月4日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	63	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	TUIMIX-CTXX-ARF-V3.0 2本	
契約締結日	令和5年1月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)巴商会	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	64	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 顕微鏡デジタルカメラ 1式	
契約締結日	令和5年1月23日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アイ・シー・エム	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月6日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月23日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	65	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 乳歯ブロック、チューブ及びラックID 読取装置 1式	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	竹田理化工業(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	66	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	プラスチック製品の処理・再資源化フローの調査及び類型化業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	67	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	ポイ捨て・散乱ごみの実態と対策に係る基礎調査業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)環境管理センター	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	68	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	気象災害予測データへの絶滅危惧種分布情報の付加業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)パスコ	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	69	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	廃棄物系バイオマスの持続的な資源化事業の形成に向けたロジックモデルの作成手法の標準化及び評価指標・モニタリング手法の検討・提案業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)地域計画建築研究所	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	70	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度自動保管庫-FreezerPro間ファイル変換ツール開発業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	アゼンタ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	71	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度諸外国等における化学物質リスク評価・曝露評価手法の情報収集・解析業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	72	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度廃棄物埋立地の物質動態予測のための分配係数を得るためのバッチ吸着試験業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)環境管理センター	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	73	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度包括環境リスク評価に向けた様々な種類の健康有害性情報と脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	74	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	苫小牧フラックスリサーチサイトにおける借地面積確定のための測量 および借地境界への杭打ち業務	
契約締結日	令和5年1月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)佐川測量社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	75	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 ワイパー式メモリークロフィル濁度計 2台	
契約締結日	令和5年1月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)ハイドロテック	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	76	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 有色溶存有機物ロガー 2台	
契約締結日	令和5年1月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	環境システム(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	77	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	活性炭背面収納型局所排気装置 1式	
契約締結日	令和5年1月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アイ・シー・エム	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	78	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 ハンディ型カーボン粒子モニター 1式	
契約締結日	令和5年1月25日	
契約の相手方の商号又は名称等	東京ダイレック(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	79	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 温暖化シミュレーションデータ格納装置 一式	
契約締結日	令和5年1月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)アルゴグラフィックス	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。
 ① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 ② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。
 (注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	80	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	エコチル調査試料保管計画検討業務	
契約締結日	令和5年1月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一社)環境情報科学センター	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
<p>一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。</p>		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
<p>小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)</p>		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	81	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度核酸自動精製システム 一式	
契約締結日	令和5年1月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	理科研(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	82	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 マルチショットパイロライザー(6890GC用) 一式	
契約締結日	令和5年1月31日	
契約の相手方の商号又は名称等	アイテックサイエンス(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年1月31日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明子(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	83	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	土石系副産物等の発生及び循環利用に係るデータ整備及びシナリオ作成業務	
契約締結日	令和5年2月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月20日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月3日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	84	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度大気化学輸送モデル運用のためのデータストレージ1式	
契約締結日	令和5年2月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	ヤトロ電子(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	85	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	エコチル調査評価対象化学物質に関する体内動態情報収集業務	
契約締結日	令和5年2月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	(一財)化学物質評価研究機構	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	86	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	乳歯調査票のデータクリーニング業務	
契約締結日	令和5年2月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	いであ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月23日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	87	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	自動研磨機エコメット 30 一式	
契約締結日	令和5年2月7日	
契約の相手方の商号又は名称等	太陽計測(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	88	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	地球環境データベース仮想化基盤サーバ 1式	
契約締結日	令和5年2月7日	
契約の相手方の商号又は名称等	HPCテクノロジーズ(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月24日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	89	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度小動物ナノ粒子曝露実験施設定期点検業務(トンネル空調システム)	
契約締結日	令和5年2月9日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)堀場製作所	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	90	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度大気汚染物質排出量総合調査の排出係数集計業務	
契約締結日	令和5年2月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)数理計画	
公開見積競争経緯	公告	令和5年1月19日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	91	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	令和4年度 粒子計数分析装置 1式	
契約締結日	令和5年2月27日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)三洋	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年2月27日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	92	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(一者見積)	
契約の件名及び数量	屋外設置式受動無線標識検出システム 一式	
契約締結日	令和5年3月3日	
契約の相手方の商号又は名称等	(株)田中三次郎商店	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月16日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月3日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
<p>(契約監視委員会のコメント)</p> <p>仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。</p> <p>特に、履行が見込まれる者の事前把握に努め、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。</p>		
<p>(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)</p> <p>公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。</p>		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案件番号	93	
公開見積競争か否かの別 (一者見積か否かの別)	公開見積競争(複数者見積)	
契約の件名及び数量	米国 NOAA 研究所向け高圧ガス輸出業務	
契約締結日	令和5年3月6日	
契約の相手方の商号又は名称等	鴻池運輸(株)	
公開見積競争経緯	公告	令和5年2月17日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和5年3月6日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2 も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
<p>特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。</p> <p>令和3年12月20日第22回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。</p>		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
小田部典子、西山 温、古米弘明(五十音順)		

(注)1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注)2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。